

令和4年度

監 査 年 報

令和5年9月



茅ヶ崎市監査委員

はじめに

本市では、茅ヶ崎市監査委員条例第1条の規定により3名の監査委員が選任され、行政の公正と能率を確保することを目的として、地方自治法の規定に基づき定期監査、財政援助団体等の監査、例月出納検査及び決算審査等を行っています。

各監査の状況としては、定期監査では、予算の執行及び所管業務等財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として事務事業を抽出して行いました。令和4年度は、令和2年度に定期監査の対象となった部局の中で、定期監査を実施していない課かいを対象とし、4月から1月まで8部局22課かいの定期監査を実施しました。対象部局が異なるので単純な比較はできませんが、4年度の指摘事項は14件で、前年度の15件に比べ1件減少しました。

また、学校の定期監査では、予算の執行事務が適正に執行されているかを主眼として、10月から2月まで小学校9校、中学校7校を対象として監査を実施しました。そのうち小学校4校、中学校4校において、薬品、備品、消耗品及び学校施設の管理状況の現地監査を実施しました。4年度の指摘事項は16件で、前年度の14件に比べ2件増加しました。

このほか、公の施設の指定管理者を対象とした財政援助団体等監査を実施しました。

例月出納検査では、各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施した結果、いずれも計数的に正確なものと認められました。

財務事務に関しては、今後も、担当職員への継続した研修のほか、承認者や決裁を行う管理職に対する研修を充実し、職員一人一人が適正な事務執行に努め、公正で合理的かつ能率的な市政運営の推進が必要です。

また、昨今の不安定な国際情勢等の影響により、景気の先行き不透明な状況が続いていることから、全職員が本市の経営改善に取り組み、持続可能な市政運営を推進する姿勢が求められます。

この度、令和4年度における監査の実施状況及び監査の結果等を取りまとめ、「監査年報」を作成しましたので、本市の監査の現況を理解する一助として参考にしていただければ幸いです。

令和5年9月

茅ヶ崎市監査委員

目 次

◇ 監査の概要

1 監査の結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 監査の観点	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 監査の実施状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	4

◇ 令和4年度の監査結果

1 定期監査	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2 定期監査（学校）	・・・・・・・・・・・・・・・・	30
3 財政援助団体等監査	・・・・・・・・・・・・・・・・	36
4 例月出納検査	・・・・・・・・・・・・・・・・	39
5 決算審査	・・・・・・・・・・・・・・・・	51
6 健全化判断比率等審査	・・・・・・・・・・・・・・・・	55

※ 決算審査については、本年報の発行日直前の決算審査の内容を記載しております。実施年度は令和5年度となります。

◇ 監査の概要

1 監査の結果

令和4年度に実施した監査の結果は、次のとおりです。

定期監査	指摘事項なし	11課	指摘事項あり	11課
定期監査（学校）	指摘事項なし	5校	指摘事項あり	11校
財政援助団体等監査	指摘事項あり	1件		
例月出納検査	指摘事項なし			
決算審査	指摘事項なし			
健全化判断比率等審査	指摘事項なし			

2 監査の観点

監査委員の監査は、茅ヶ崎市監査委員監査基準第1条に定められ、市の事務の管理及び執行等について、法令等に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、市民の福祉の増進に資することを目的に監査計画に則って実施するものです。

令和4年度は、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する事務事業の執行について、公正・公平で、かつ合理的・効率的に運営されているかを監査するとともに、違法性の指摘だけでなく、再発防止の指導に重点を置いた監査を実施しました。

また、監査に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意しました。

3 監査の実施状況

各監査の実施状況は、次のとおりです。

(1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査は、部単位（行政委員会等を含む。）で実施しました。対象部課はいは、原則隔年とし、対象年度は令和3年度分としました。

対象部局・期間

消防本部、消防署 4/28～6/30

消防総務課、予防課、警防救命課、消防指導課

財務部 8/1～9/30

財政課、契約検査課、市民税課、資産税課

経済部、教育総務部 9/1～10/28

産業振興課、雇用労働課、拠点整備課、教育総務課

建設部、市立病院 9/30～11/28

道路建設課、建築課、医事課、病院経営企画課

教育推進部 11/1～12/26

社会教育課南湖公民館、学校教育指導課、教育センター

保健所 12/1～1/30

保健企画課、衛生課、健康増進課

(2) 定期監査（学校）（法第199条第4項）

小学校、中学校の予算の執行及び収入・支出事務は、対象年度を令和3年度分とし、10月～2月に実施しました。

対象は、次の16校です。

小学校 9校・・・鶴嶺小、松林小、松浪小、浜須賀小、鶴が台小、
小和田小、今宿小、室田小、浜之郷小

中学校 7校・・・第一中、鶴嶺中、西浜中、梅田中、北陽中、
赤羽中、萩園中

(3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

財政的援助を行っている団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせているものに対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効果的に行われているかの監査を実施しました。

対象年度は、令和3年度分としました。

公の施設の指定管理に係わるもの

茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場及び茅ヶ崎第4駐車場

指定管理者 タイムズ24株式会社連合体

(4) 例月出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者及び企業出納員の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。）の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかの検査をしました。

(5) 決算審査（法第233条第2項及び第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかの審査を実施しました。

(6) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかの審査を実施しました。

◇令和4年度の監査結果

1 定期監査

茅ヶ崎市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和4年7月4日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	成田 博隆
同	伊藤 素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

消防本部、消防署

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和4年6月30日（木）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 消防総務課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 予防課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 警防救命課

〈茅ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金〉

茅ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金について、茅ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則では、退職報償金の支給時期が「退職が確定した日の属する月の翌月の末日までに支給する。」と規定されていますが、期日までに支給されていないものがありました。

〈茅ヶ崎市消防団員互助会交付金〉

茅ヶ崎市消防団員互助会交付金について、茅ヶ崎市消防本部警防救命課所管に係る補助金等交付要綱では、補助金等の交付の時期が「補助金等交付決定通知後1月以内」と規定されていますが、期日までに交付されていませんでした。

(4) 消防指導課

〈AED（自動体外式除細動器）賃貸借（49器）〉

AED（自動体外式除細動器）賃貸借（49器）は、茅ヶ崎市契約規則第24条第1項（契約の手続）では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。

茅ヶ崎市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和4年10月3日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	成田 博隆
同	伊藤 素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

財務部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和4年9月30日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 財政課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 契約検査課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 市民税課

〈確定申告相談予約システム利用許諾〉

茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、確定申告相談予約システム利用許諾は、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。

(4) 資産税課

〈土地評価調書作成業務委託〉

茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、土地評価調書作成業務委託は、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。

茅ヶ崎市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和4年11月2日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	成田 博隆
同	伊藤 素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

経済部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和4年10月28日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 産業振興課

〈茅ヶ崎市販路開拓等事業補助金〉

茅ヶ崎市経済部産業振興課所管に係る補助金交付要綱では、茅ヶ崎市販路開拓等事業補助金の交付の時期が「実績報告書提出後1月以内」と規定されています

が、実績報告書提出後1月以内に補助金が交付されていないものがありました。

(2) 雇用労働課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 拠点整備課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

教育総務部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和4年10月28日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

教育総務課

〈学校司書会計年度任用職員〉

学校司書会計年度任用職員について、茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び勤務条

件確認書と異なる運用をしていました。

〈茅ヶ崎市立小中学校カーテンクリーニング業務〉

茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、茅ヶ崎市立小中学校カーテンクリーニング業務は、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。

茅ヶ崎市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和4年12月1日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	成田 博隆
同	伊藤 素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

建設部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和4年11月28日（月）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 道路建設課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 建築課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

市立病院

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和4年11月28日（月）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 医事課

〈茅ヶ崎市立病院医事業務等委託企画提案者選考会議要綱〉

茅ヶ崎市立病院医事業務等委託企画提案者選考会議要綱について、事務の手續に不備がありました。

(2) 病院経営企画課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和4年12月28日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	成田 博隆
同	伊藤 素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

教育推進部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和4年12月26日（月）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 社会教育課南湖公民館

〈ウォータークーラー水質検査手数料〉

ウォータークーラー水質検査手数料について、見積書に不備がありました。

(2) 学校教育指導課

〈会計年度任用職員の報酬及び費用弁償〉

会計年度任用職員の報酬及び費用弁償について、計算誤りによる過少払いが1件ありました。

〈日本語指導協力者の謝礼金〉

日本語指導協力者の謝礼金について、計算誤りによる過少払いが1件、過払いが1件ありました。

(3) 教育センター

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年2月2日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	成田 博隆
同	伊藤 素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

保健所

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和5年1月30日（月）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 保健企画課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 衛生課

〈犬の捕獲等業務委託 外 1 件〉

- 1 犬の捕獲等業務委託
- 2 犬等の抑留等業務委託

以上 2 件について、茅ヶ崎市契約規則第 24 条第 1 項では、「落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、7 日以内に契約を締結していませんでした。

(3) 健康増進課

〈産後ケア事業業務委託 外 1 件〉

- 1 産後ケア事業業務委託
- 2 骨密度測定業務委託

以上 2 件について、茅ヶ崎市契約規則第 24 条第 1 項では、「落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、7 日以内に契約を締結していませんでした。

2 定期監査（学校）

茅ヶ崎市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年2月15日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	成田 博隆
同	伊藤 素明

1 監査対象の学校

(1) 小学校

茅ヶ崎市立鶴 嶺小学校
同 松 林小学校
同 松 浪小学校
同 浜須賀小学校
同 鶴が台小学校
同 小和田小学校
同 今 宿小学校
同 室 田小学校
同 浜之郷小学校

(2) 中学校

茅ヶ崎市立第 一中学校
同 鶴 嶺中学校
同 西 浜中学校
同 梅 田中学校
同 北 陽中学校
同 赤羽根中学校
同 萩 園中学校

2 監査の期間

令和4年10月14日から令和5年2月9日まで

3 監査を行った監査委員

監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

4 監査の方法

この監査は、令和3年度の再配当予算の執行及び令和4年度における所管の業務が適正・効率的に執行、管理されているかどうかを主眼として抽出により実施しま

した。

5 監査の対象項目

- (1) 再配当予算の執行に関する事務
- (2) 薬品の管理に関する事務
- (3) 消耗品の管理に関する事務
- (4) 備品の管理に関する事務
- (5) 施設の管理に関する事務

※(2)(3)(4)(5)においては、小和田小学校、今宿小学校、室田小学校、浜之郷小学校、梅田中学校、北陽中学校、赤羽根中学校、萩園中学校において実施しました。

6 監査の結果

今年度対象となった小学校と中学校における定期監査の結果、再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていましたが、事務処理及び所管業務の適正化に向けてより一層の努力をしてください。

7 各学校の監査結果

(1) 小学校

ア 鶴嶺小学校

学校管理費（新型コロナウイルス感染症対策事業費）の消耗品費で令和4年1月31日に起票された支出負担行為書起票番号3の見積書の宛名に誤りがありました。

イ 松林小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

ウ 松浪小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

エ 浜須賀小学校

学校管理費（新型コロナウイルス感染症対策事業費（繰越分））の消耗品費で令和3年10月18日に起票された支出負担行為書起票番号8の見積書の宛名に誤りがありました。

オ 鶴が台小学校

教育振興費（特別支援学級関係経費）の消耗品費で令和3年7月30日に起票された支出負担行為書起票番号15の起票日、納品日及び検収日に誤りがありました。

カ 小和田小学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

キ 今宿小学校

(ア) 学校管理費（新型コロナウイルス感染症対策事業費（繰越分））の消耗品費で令和3年5月17日に起票された支出負担行為書起票番号5及び令和3年6月10日に起票された支出負担行為書起票番号8の見積書に誤りがありました。

(イ) 振り子実験器（類別7、備品番号215、令和4年9月6日購入）及び堆積実験水そうセット（類別7、備品番号216、令和4年9月6日購入）は、備品整理票が貼付されていませんでした。

(ウ) 鉄棒の逆上がり補助具の板に破損している箇所がありました。

ク 室田小学校

(ア) 教育振興費（義務教育教材購入費）の消耗品費で令和3年9月7日に起票された支出負担行為書起票番号14及び令和4年2月21日に起票された支出負担行為書起票番号30の支出負担行為書の検収日に誤りがありました。

(イ) 教育振興費（義務教育教材購入費）の消耗品費で令和3年10月20日に起票された支出負担行為書起票番号17の支出負担行為書の決裁日に誤

りがありました。

ケ 浜之郷小学校

パワードサブウーファー（類別13、備品番号109、平成30年7月3日購入）は、備品整理票が貼付されていませんでした。

(2) 中学校

ア 第一中学校

学校管理費（一般管理経費）の手数料で令和3年7月12日に起票された支出負担行為書起票番号1に添付されている見積書の首標金額が記載されていませんでした。

イ 鶴嶺中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

ウ 西浜中学校

教育振興費（総合的な学習関係経費）の消耗品費で令和3年11月29日に起票された支出負担行為書起票番号6は、契約の相手方とは異なる業者で支出負担行為書が起票されていました。

エ 梅田中学校

(ア) 学校管理費（一般管理経費）の消耗品費で令和4年1月24日に起票された支出負担行為書起票番号108の支出負担行為書の検収日に誤りがありました。

(イ) 薬品庫の一部が施錠されていませんでした。

(ウ) トロンボーン（類別8、備品番号235、令和3年6月4日購入）は、備品整理票が貼付されていませんでした。

オ 北陽中学校

過酸化水素水について、実際の残数と薬品台帳の記載の差引本数が合致していませんでした。

カ 赤羽根中学校

モノコード（類別7、備品番号226、令和4年1月18日購入）及び付締太鼓目有（類別8、備品番号153、平成3年7月16日購入）は、備品整理票が貼付されていませんでした。

キ 萩園中学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

3 財政援助団体等監査

茅ヶ崎市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年3月31日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	成田 博隆
同	伊藤 素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財政援助団体等監査

2 監査等の対象

公の施設の指定管理者

茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場及び茅ヶ崎第4駐車場

指定管理者 タイムズ24株式会社連合体

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容

この監査は、令和3年度に執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

5 監査等の日程

令和5年3月29日（水）

6 監査等の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、別途改善を求めた事項については、改善に向けた取組を検討してください。

7 各対象の監査結果

茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場及び茅ヶ崎第4駐車場

所管課 安全対策課

指摘事項

<複合施設との契約>

茅ヶ崎市駐車場の管理運営に関する令和3年度協定書に附属する管理運営業務の令和3年度仕様書の8(2)では、光熱水費等の支払い等について、「複合施設ごとの契約書の写しを、甲に提出すること。」と規定されていますが、契約書の写しが提出されていませんでした。

指定管理者 タイムズ 2 4 株式会社連合体

指摘事項

<複合施設との契約>

茅ヶ崎市駐車場の管理運営に関する令和 3 年度協定書に附属する管理運営業務の令和 3 年度仕様書の 8「複合施設との契約」に規定された、光熱水費等の支払い等に係る事務手続きに不備がありました。

4 例月出納検査

4 茅 監 第 5 号
令和 4 年 5 月 2 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類
例月出納検査

2 監査等の対象
現金出納状況（令和4年3月分 全会計）

3 監査等の着眼点
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程
令和4年4月28日（木）

6 監査等の結果
令和4年3月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類

例月出納検査

2 監査等の対象

現金出納状況（令和 4 年 4 月分 全会計）

3 監査等の着眼点

別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容

各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程

令和 4 年 5 月 3 1 日（火）

6 監査等の結果

令和 4 年 4 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類

例月出納検査

2 監査等の対象

現金出納状況（令和 4 年 5 月分 全会計）

3 監査等の着眼点

別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容

各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程

令和 4 年 6 月 30 日（木）

6 監査等の結果

令和 4 年 5 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類

例月出納検査

2 監査等の対象

現金出納状況（令和4年6月分 全会計）

3 監査等の着眼点

別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容

各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程

令和4年7月29日（金）

6 監査等の結果

令和4年6月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類

例月出納検査

2 監査等の対象

現金出納状況（令和4年7月分 全会計）

3 監査等の着眼点

別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容

各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程

令和4年8月31日（水）

6 監査等の結果

令和4年7月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類

例月出納検査

2 監査等の対象

現金出納状況（令和 4 年 8 月分 全会計）

3 監査等の着眼点

別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容

各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程

令和 4 年 9 月 3 0 日（金）

6 監査等の結果

令和 4 年 8 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類

例月出納検査

2 監査等の対象

現金出納状況（令和 4 年 9 月分 全会計）

3 監査等の着眼点

別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容

各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程

令和 4 年 1 0 月 2 8 日（金）

6 監査等の結果

令和 4 年 9 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類

例月出納検査

2 監査等の対象

現金出納状況（令和 4 年 1 0 月分 全会計）

3 監査等の着眼点

別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容

各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程

令和 4 年 1 1 月 2 8 日（月）

6 監査等の結果

令和 4 年 1 0 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類

例月出納検査

2 監査等の対象

現金出納状況（令和 4 年 1 1 月分 全会計）

3 監査等の着眼点

別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容

各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程

令和 4 年 1 2 月 2 6 日（月）

6 監査等の結果

令和 4 年 1 1 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類

例月出納検査

2 監査等の対象

現金出納状況（令和 4 年 1 2 月分 全会計）

3 監査等の着眼点

別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容

各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程

令和 5 年 1 月 3 0 日（月）

6 監査等の結果

令和 4 年 1 2 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類

例月出納検査

2 監査等の対象

現金出納状況（令和 5 年 1 月分 全会計）

3 監査等の着眼点

別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容

各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程

令和 5 年 2 月 28 日（火）

6 監査等の結果

令和 5 年 1 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類

例月出納検査

2 監査等の対象

現金出納状況（令和 5 年 2 月分 全会計）

3 監査等の着眼点

別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容

各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程

令和 5 年 3 月 2 9 日（水）

6 監査等の結果

令和 5 年 2 月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

5 決算審査

5 茅監第24号
令和5年8月21日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

令和4年度茅ヶ崎市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の
審査意見について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定により審査に付された
令和4年度茅ヶ崎市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに証書類を審査したので
別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

- (1) 各会計歳入歳出決算
 - 令和4年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算
 - 同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 同 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - 同 介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 同 公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算
- (2) 決算附属書類
 - 令和4年度茅ヶ崎市一般会計特別会計決算事項別明細書
 - 同 一般会計特別会計実質収支に関する調書
 - 同 財産に関する調書

2 審査の期間

令和5年7月13日から令和5年8月20日まで

3 審査の方法

各会計歳入歳出決算書等の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 関係書類が法令で定める様式を基準として作成されているかの確認
- (2) 令和4年度の財務関係事務を対象として実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参考にした関係書類の計数照合
- (3) 予算の執行が適正かつ効率的に行われているかの検証
- (4) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、法令に規定された様式に従って作成されており、その計数は歳入簿、歳出簿その他の関係諸帳簿と符合し、正確なものと認めます。また、予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認めます。

5 茅監第 25 号
令和 5 年 8 月 21 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

令和 4 年度茅ヶ崎市公営企業会計決算の審査意見について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により
審査に付された令和 4 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算及び茅ヶ崎市病
院事業会計決算を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

- (1) 令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算
- (2) 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計決算

2 審査の期間

- (1) 令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算
令和5年6月8日から令和5年8月20日まで
- (2) 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計決算
令和5年6月8日から令和5年8月20日まで

3 審査の方法

決算書等の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 関係書類が地方公営企業法第30条及び同法施行令第23条の規定に準拠して作成されているかの確認
- (2) 事業の経営成績及び財政状態が関係法令に基づき適正に表示されているかの確認
- (3) 会計処理が正確に行われているかどうかを確認するため、関係諸帳簿等の照合、点検及び関係職員の説明聴取

4 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令の規定に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されています。決算計数は関係諸帳簿と符合し正確なものでした。

7 健全化判断比率等審査

5 茅監第26号
令和5年8月21日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 成田 博隆
同 伊藤 素明

令和4年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、審査に付された令和4年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和4年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

令和5年7月21日から令和5年8月20日まで

3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された令和4年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。

イ 審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

健全化判断比率	4年度 (%)	3年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備考
実質赤字比率	—	—	11.34	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	16.34	連結実質赤字なし
実質公債費比率	2.8	1.9	25.0	
将来負担比率	24.7	33.8	350.0	

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和4年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス15.98%で、早期健全化基準の11.34%を下回っています。

イ 連結実質赤字比率について

令和4年度の連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス33.52%で、早期健全化基準の16.34%を下回っています。

ウ 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は2.8%で、前年度の1.9%と比較すると、0.9ポイント上昇し、悪化していますが、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

エ 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は24.7%で、前年度の33.8%と比較すると、9.1ポイント下降し、改善しており、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

5 茅監第 27 号
令和 5 年 8 月 21 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

令和 4 年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和4年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

2 審査の期間

令和5年7月21日から令和5年8月20日まで

3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計並びに病院事業会計の令和4年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なもの認め、その計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです。

区 分	資 金 不 足 比 率			備 考
	4 年 度 (%)	3 年 度 (%)	経営健全化基準 (%)	
公共下水道事業会計	—	—	20.0	資金不足なし
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0	資金不足なし

(2) 個別意見

令和4年度茅ヶ崎市資金不足比率については、公共下水道事業会計、病院事業会計ともに、経営健全化基準の20.0%を下回っており良好な状態にあると認めます。

公共下水道事業会計については、経営の健全性を示す経常収支比率は、健全性の水準とされる100%を継続して上回っているものの、前年度と比べると6.5ポイント下降しています。電気料金の高騰が経営に大きな影響を与えている状況に鑑み、今後の社会情勢の動向を注視しながら、適切な経営に努めてください。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。